

検討部会幹事の選出方法について（提案）

令和4年度以降の自治体間比較部会及び事業別分析部会における幹事団体の選出方法につきまして、下記のとおり、取り極め度、ご提案を申し上げます。

記

1 趣旨

自治体間比較部会及び事業別分析部会での活動に際しては、每期、部会の開催や各種の調査、報告書の作成等において主導的な役割を担う幹事団体を選出している。

現在は、幹事団体の選出方法が定められておらず、選出にあたっては、各部会内における個別調整に委ねられているが、幹事団体の選出が遅れ、円滑な部会活動の進行に支障が生じている状況である。

今般、複数の参加団体より、検討部会幹事の選出方法に関するルール化の要望が提議されたことに基づき、参加各団体間における負担の公平性を考慮し、令和4年度以降の検討部会幹事の選出方法について、次項のとおり、取り極めたい。

2 幹事団体の選出方法

- (1) 原則として、各部会内での協議により決定する。
- (2) 協議において決定できなかった場合、総務省が定める全国地方公共団体コード順に基づいて決定する。なお、この項による場合には、連続の選出はない。

以上